

6. 判断基準の設定にあたっての関係機関の協力・助言

気象、河川、土壌等がどのような状況となった場合に危険と判断されるかは、降雨や水位等の状況に加え、災害を防止するための施設整備の状況によって異なる。

これらの施設の管理者は国や都道府県である場合が多く、また、施設の管理者は、施設計画を策定するにあたって、過去の災害における降雨量や水位等のデータを保有している。

災害対策基本法では、市町は国・都道府県等に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができることとされていることから、避難情報の判断基準を設定する際は、これらの機関の協力・助言を積極的に求める必要がある。

(1) 助言を求めることができる対象機関

内容	担当部署	電話番号	県防災行政無線 (衛星系)
防災全般	石川県危機管理監室 危機対策課	076-225-1482 076-225-1483	外線1-111-4280~4286
水害(県管理河川)	石川県中能登土木総合事務所 河川砂防課	0767-52-5100	外線1-137-10~11
土砂災害			
気象関係 (津波・高潮災害含む)	金沢地方气象台	076-260-1462	

【災害対策基本法 抜粋】

(指定行政機関の長等による助言)

第六十一条の二

市町村長は、第六十条第一項の規定により避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は同条第三項の規定により屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事に対し、当該勧告又は指示に関する事項について、助言を求めることができる。この場合において、助言を求められた指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、その所掌事務に関し、必要な助言をするものとする。